

## 「憲法入門」

### 1. 大学で憲法を学ぶということ

中学の公民科や高校の現代社会、政治経済の授業などで、皆さんも日本国憲法の規定内容について一定の知識をお持ちのことかと思います。これらの授業では、憲法の条文を暗記して、試験で穴埋めをするというようなことがなされたのではないのでしょうか。このような経験も手伝ってか、憲法学に限らず、法学一般が「六法全書」を暗記する学問だと思われがちですがそうではありません。

憲法とは国のあり方について定めた国家の基本法で、他のどのような法的ルールにも優位する最高法規であるとされていますが、そのような重要な法には、国家とはどうあるべきかといったような哲学的な考えも密接に関係をしています。大学で憲法を学ぶということは、個々の条文の内容を暗記するのではなく、その背景にある、歴史的な背景や思想について学び、現代における諸問題について個別の条文をどのように運用していくことが望ましいのか思考することを意味します。

### 2. 憲法入門の授業で学ぶこと

大学での憲法の学習が上記のようなものであるとして、その導入に位置付けられる「憲法入門」の授業ではどのようなことを学ぶのでしょうか。

法学とは個別の条文の内容を暗記するものではないと今説明したところですが、それぞれの法がどのような規定を持っているか、その規定の意味として、過去の裁判所がどのような内容が含まれると示してきたかということは、議論の前提として一定程度頭に入れておくことは必要で、どうしても、暗記も一切不要というわけではありません。(しかし、細々と暗記することは不可能で、重要なのは基本的な考え方の習得であることは忘れてはいけません。)ただし、個別の条文についての細々とした知識の学習は、3学期以降の憲法(総論・統治)a/bの授業や、2年次での憲法(人権)a/b/cに委ねることにして、導入科目である「憲法入門」では、憲法とはなんなのか、どのような考え方に支えられて成立しているのかという「大雑把」なお話を中心に扱いたいと考えています。もう少し具体的にいうと、授業の前半では、「立憲主義」という考え方の誕生と発展を、イギリス、アメリカ、フランス、ドイツといった国々における歴史的展開を追いながら説明し、日本という極東の地におけるその受容と変遷を紹介します。その後は、立憲主義が現代において抱える課題について説明したのち、後半には、一転して、身近なトピックを扱いながら、憲法や憲法論というものが皆さんにどう関係してくるのをお示しする予定です。